

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 9 月 12 日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 9 月 12 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第50号

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「又は手数料」を削り、同条第 2 項を削る。

第15条中「徴収」の次に「（個人の事業税に係るものを除く。）」を加える。

第20条の表の(2)の項中「、第15条の 6 の 2 第 3 項及び法附則第59条第 3 項」を「及び第15条の 6 の 2 第 3 項」に、「徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長決定通知書」を「徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長通知書」に改め、同表の(3)の項中「及び法附則第59条第 3 項において準用する場合」を削り、「第30号様式の 2」を「第30号様式の 3」に改め、同表の(4)の項中「（法附則第59条第 3 項において準用する場合を含む。）」を削り、同表の(5)の項中「及び法附則第59条第 3 項」を削り、同表の(6)の項中「滞納処分の停止通知書」を「滞納処分の執行停止通知書」に改め、同表の(7)の項中「滞納処分の停止取消通知書」を「滞納処分の執行停止取消通知書」に改め、同表の(8)の項を削る。

第29条第2項中「第32条第4項」を「第32条第6項」に改める。

第35条中「、第51条第1項若しくは第2項、第71条第1項」及び「、第138条の10第1項、第146条の2第1項」を削り、「県税減免決定通知書」の次に「、条例第51条第1項若しくは第2項の規定により県税の減免に関する承認をした場合においては第49号様式の2による法人県民税均等割額の減免承認通知書、条例第71条第1項の規定により県税の減免に関する決定をした場合においては第49号様式の3による個人事業税減額通知書、条例第138条の10第1項又は第146条の2第1項の規定により県税の減免に関する決定をした場合（第138条の7第1項又は第145条第1項の規定による申告と同時に減免の申請があつた場合を除く。）においては第49号様式の4による自動車税減免決定通知書」を加え、「第49号様式の2」を「第49号様式の5」に改める。

第36条の表の(4)の項中「交付要求等に係る金銭の充当済通知書」を「充当通知書」に改める。

第40条の表の(3)の項中「県民税決定報告書」を「県民税賦課状況報告書（当初）」に改め、同表の(5)の表中「県民税変更報告書」を「県民税賦課状況報告書（確定）」に改め、同表の(8)の項中「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の更正・決定・加算金決定通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正決定等通知書」に改め、同表の(10)の項中「県民税利子割更正・決定・加算金決定通知書」を「県民税利子割更正決定等通知書」に改め、同表の(11)の項中「県民税配当割更正・決定・加算金決定通知書」を「県民税配当割更正決定等通知書」に改め、同表の(12)の項中「県民税株式等譲渡所得割更正・決定・加算金決定通知書」を「県民税株式等譲渡所得割更正決定等通知書」に改め、同表の(13)の項中「法人事業税・特別法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の承認等通知書」を「法人事業税・特別法人事業税に係る確定申告書の提出期限の延長の承認等の通知書」に改め、同表の(18)の項中「徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長決定通知書」を「徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長通知書」に改め、同表の(19)の項中「第30号様式の2」を「第30号様式の3」に改める。

第44条の表の(6)の項中「不動産の決定価格等の通知書」を「不動産取得税不動産

価格通知書」に改め、同表の(9)の項中「不動産取得税徴収猶予決定通知書」を「徴収猶予通知書」に改め、同表の(11)の項中「不動産取得税徴収猶予取消通知書」を「徴収猶予取消通知書」に改める。

第45条（見出しを含む。）及び第45条の2（見出しを含む。）中「不動産取得税減額決定通知書」を「不動産取得税減額通知書」に改める。

第46条の表の(5)の項を削る。

第52条の表の(1)の項中「第 138条の 7 第 2 項」を「第 138条の 7 第 3 項」に改め、同表の(8)の項中「自動車税（環境性能割）更正・決定・加算金決定通知書」を「自動車税環境性能割更正・決定・加算金決定通知書」に改める。

第53条から第55条までを次のように改める。

第53条から第55条まで 削除

第56条中「第 138条の 7 第 2 項ただし書」を「第 138条の 7 第 3 項」に、「第 143条第 3 項ただし書」を「第 143条第 3 項」に改める。

第57条から第61条までを次のように改める。

第57条から第61条まで 削除

第62条の見出し中「免除決定通知書」を「免除通知書」に改め、同条中「自動車税（環境性能割）免除決定通知書」を「自動車税環境性能割課税免除通知書」に改める。

第63条の見出し中「免除決定通知書」を「免除通知書」に改め、同条中「自動車税（環境性能割）免除決定通知書」を「自動車税環境性能割課税免除通知書」に改める。

第67条の表の(2)の項中「軽油引取税特別徴収義務者登録通知書」を「特別徴収義務者登録通知書」に改め、同表の(6)の項中「徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長決定通知書」を「徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長通知書」に、「第30号様式」を「第30号様式の 2」に改め、同表の(7)の項中「第30号様式の 2」を「第30号様式の 3」に改め、同表の(13)の項中「軽油引取税更正・決定・加算金決定通知書」を「軽油引取税更正・決定・（加算金決定）等通知書」に改め、同表の(14)の項を削る。

第76条の表の(4)の項中「自動車税（種別割）納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に改める。

第77条第3項中「第49号様式」を「第49号様式の4」に、「第49号様式の2」を「第49号様式の5」に改める。

附則第4項中「附則第12条の2」を「附則第12条の2の2」に改め、附則に次の1項を加える。

6 令和7年度における第59条第2項の規定の適用については、同項中「4月1日から2月末日まで」とあるのは「4月1日から8月末日まで」と、「3月1日から3月末日まで」とあるのは「9月1日から9月末日まで」とする。

第4号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 5 条関係）

領収済通知書 ㊦ ㊦																			
加入者名	富山県総合県税事務所		口座記号番号		金額	円													
収納機関番号		納付番号				確認番号		納付区分											
納期限			年度					OCR-ID											
										延滞金額	円		課税事務所			領収日付印			
										合計金額	円		取りまとめ金融機関						
												取りまとめ店							
										納税者氏名				様					
										C V S 収 納 用									
										㊦									
										納付(入)書 (原符)									
										加入者名		富山県総合県税事務所							
										口座記号番号									
納付番号																			
確認番号		納付区分																	
税目																			
納期限																			
金額		円																	
延滞金		円																	
合計金額		円																	
納税者氏名		様																	
納付内容																			
課税事務所																			
領収日付印																			
㊦																			
領収証書 ㊦																			
納付番号		確認番号																	
		納付区分																	
税目		年度																	
期別																			
申告処理区分		事務所	富山県総合県税事務所																
納期限	年	月	日																
										納付（納入）する額	税額	円							
											延滞金	円							
												円							
												円							
合計		円																	
左記金額を領収しました。																			
金額	円		領収日付印																
延滞金	円																		
合計金額	円																		

第8号様式中「富山県指定金融機関北陸銀行又は富山県収納代理金融機関」を削る。

第9号様式中「納付（納入場所）」を「納付（納入）場所」に改め、「富山県指定金融機関北陸銀行又は富山県収納代理金融機関」を削る。

第10号様式(1)を次のように改める。

第10号様式(1) (第 5 条、第42条関係)

第 号

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

(富山県知事)

過誤納金等還付(充当)通知書

次の過誤納となつた金額を還付します(充当等しました)ので、通知します。

還付する金額

円	= ①過誤納金の額	+	②還付加算金の額	-	③充当額
---	-----------	---	----------	---	------

<過誤納金の額等の明細>

税 目					
科 目					
課税・登録番号					
年 度 ・ 期 別					
納付(納入)すべき額(円)					
納付(納入)した額(円)					
過誤納金の額(円)					
還付加算金の額(円)					
お返しする理由					
発 生 年 月 日					
①過誤納金の額				合計 (円) =	
②還付加算金の額				合計 (円) =	

<充当明細>

未 納 の 税 目					
未 納 の 税 目					
事 務 所					
課税・登録番号					
年 度 ・ 期 別					
充 当 適 状 日					
充 当 額 (円)					
充当後未納額 (円)					
③充当額				合計 (円) =	

<振替口座>

金融機関				払 込 日	
				払込金額	円
預金種別		口座番号		払 込 人	

注 意 事 項

1 処分に不服がある場合の救済の方法

(1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

(2) (1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 特別法人事業税及び地方法人特別税に関する充当等の特例について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第14条第1項第1号又は第2号に掲げる還付金等がある場合の充当等については、同条第2項又は第3項の規定が適用されます。

また、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第16条第1項第1号又は第2号に掲げる還付金等がある場合の充当等については、同条第2項又は第3項の規定が適用されます。

第12号様式(1)を次のように改める。

(表 1)

県税督促状

様

次のとおり未納となつていますので、下記のとおり至急納めてください。

課税番号

年度	期別	区分
税目	納期限	
所轄事務所	根拠規定	

納付 (納入) する金額	未納税額	円
		円
		円
		円
		円
合計		円

年 月 日

富山県総合県税事務所長 印

(富 山 県 知 事)

(表 2)

領収済通知書



加入者名	富山県総合県税事務所	口座記号番号		金額	円			
収納機関番号		納付番号			確認番号		納付区分	
納期限			年度			OCR-ID		

延滞金額		課税事務所	
	円	取りまとめ金融機関	
合計金額		取りまとめ店	
	円		

納税者氏名

様

C
V
S
収
納
用

領収日付印

納付(入)書 (原符)



加入者名	富山県総合県税事務所		
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額	円		
延滞金	円		
合計金額	円		
納税者氏名	様		
納付内容			
課税事務所			

領収日付印

領収証書



納付番号		確認番号	
課税番号		納付区分	
税目		年度	
期別			
申告処理区分		事務所	
納期限	年 月 日		

納付 (納入) する額	税額	円
	延滞金	円
		円
		円
	合計	円

左記金額を領収しました。

金額	円
延滞金	円
合計金額	円

領収日付印

(裏)

【延滞金について】 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。 この場合、税額 1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。	【処分不服がある場合の救済の方法】 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		
この督促状を発した日から、起算して10日を経過した日までに徴収金を完納されない場合は、財産差押の処分を受けますから注意してください。			

第12号様式(2)を次のように改める。

第12号様式(2) 削除

第12号様式(4)を削る。

第13号様式の7中「

備 考

」を「

摘 要

」に改める。

第17号様式を次のように改める。

第17号様式 削除

第22号様式を次のように改める。

第22号様式（第14条関係）

（表）

税 納税通知書

様

下記のとおり賦課しましたから納めてください。

課税番号		課税年度	
------	--	------	--

税率	課税標準額	既賦課分課税標準額
%	円	円

納付内訳		
区分		
税額	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日

	課税済額	減免額等	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠	地方税法第 条及び富山県税条例第 条		

年 月 日

富山県総合県税事務所長

印

(裏)

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第23号様式(1)中「

納税通知 書番号

」を「

課税番号

」に改める。

第23号様式(2)を次のように改める。

第23号様式(2) (第14条関係)

第 年 月 日 号

様

富山県総合県税事務所長 印

個人事業税減額通知書

次のとおり個人事業税の税額を減額しましたから通知します。

課税年度	所得年		課税番号				
区分	税率	課税標準額	年税額	減免額	納期の区分		
					第一期	第二期	随時
確定税額 (1)	%	円	円	円	円	円	円
既確定額 (2)	%	円	円	円	円	円	円
差引税額 (1)―(2)	%	円	円	円	円	円	円
賦課変更理由							

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第23号様式(3)を削る。

滞納処分費
地方税法の規定による 金額 円
同
同
同
同

第29号様式中「納税者番号」を「課税番号」に、

を

滞 納 処 分 費	摘 要
地 方 税 規 法 の に よ 定 る 金 額 円	
同	
同	
同	
同	

に改める。

第30号様式を次のように改める。

第30号様式（第20条、第40条関係）

第 号
年 月 日

納税者（特別徴収義務者）

住（居）所

（所在地）

氏 名 様

（名 称）

富山県総合県税事務所長 印
（富山県知事）

徴収（換価）の猶予（期間の延長）通知書

次のとおり徴収（換価）の猶予（期間延長）を決定したので通知します。また、これに伴う次の期間に係る延滞金額については、（全額・2分の1）免除します。なお、分納を認められた納付（納入）金額は、必ず期限までに納付（納入）してください。その期限までに納付（納入）されないときは徴収の猶予等を取り消すことがあります。

猶予(猶予の延長)期間			年 月 日 から 年 月 日 まで						
徴収(換価) 猶予 をした徴収金									
税目		課税番号	納期限	税額	延滞金額	過少申告 加算金額	不申告 加算金額	重加算金額	摘要
年度	期別		督促発付日						
				円	法律による金額 円	円	円	円	
計 (円)									
滞納処分費				法律による金額 円 (滞納処分費は、この通知書作成の日までのものです。)					
分 納 の 方 法									
回 数	納付(納入)期日		納付(納入)金額		回 数	納付(納入)期日		納付(納入)金額	
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
	・ ・					・ ・			
摘要									
1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。									
2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。									
(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。									
(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。									
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

第30号様式の2を第30号様式の3とし、第30号様式の次に次の1様式を加える。

第30号様式の2（第67条関係）

住所(所在地) 氏名(名 称)						第 年 月 日		号	
						富山県総合県税事務所長		印	
徴収の猶予（期間の延長）通知書									
次のとおり徴収の猶予を決定しましたから通知します。 また、これに伴う次の期間にかかる延滞金額については、全額免除します。 なお、分納を認められた納入金額は必ず期限までに納入してください。その期限までに納入されないときは、徴収の猶予を取り消すことがありますから、念のため申し添えます。									
徴収の猶予をする金額									
課 税 番 号	年度	期別	税 目	納期限	本税	延滞金	加算金	重加算金	滞納処分費
					円	円	円	円	円
猶予期間	自 年 月 日 至 年 月 日			納付計画	納入年月日	納入金額			
担保	種 類	数量	価 格		所 在 地		保証人		
							所在地		
							名 称		
備考	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。								
	2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。								
	(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。								
	(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。								
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

第33号様式を次のように改める。

第33号様式（第20条、第40条関係）

第 号
年 月 日

納税者（特別徴収義務者）

住（居）所

（所在地）

氏 名

様

（名 称）

富山県総合県税事務所長 印
（富山県知事）

徴収（換価）の猶予取消通知書

地方税法第 条第 号の規定により、徴収（換価）の猶予を取り消しましたから通知します。（また、この取消処分により、延滞金の免除も取り消します。）
なお、未納の徴収金は、 年 月 日までに納付（納入）してください。
同日までに納付（納入）されないときは、直ちに滞納処分を執行します。

徴収（換価）の猶予を取り消した徴収金								
税目 年度 期別	課税番号	納期限 督促発付日	税額 円	延滞金額 法律による金額 円	過少申告 加算金額 円	不申告 加算金額 円	重加算金額 円	摘要
計（円）								
滞納処分費			法律による金額 円（滞納処分費は、この通知書作成の日までのものです。）					
取消しの事由								
摘要								
1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								

第35号様式から第37号様式までを次のように改める。

第35号様式（第20条関係）

第 号
年 月 日

納税者（特別徴収義務者）

住(居)所

(所在地)

氏 名

様

(名 称)

富山県総合県税事務所長 印
(富山県知事)

滞納処分の執行停止通知書

次の滞納金額については、地方税法第15条の7第1項の規定により、滞納処分の執行を停止したから通知します。なお、資力が回復し、納税することができる状態になった場合には、執行の停止を取り消しますので、念のため申し添えます。

滞 納 金 額									
税 目		課税番号	納期限	税 額	延滞金額	過少申告 加算金額	不申告 加算金額	重加算金額	摘要
年度	期別		督促発付日						
計 (円)									
滞納処分費				円 (滞納処分費は、この通知書作成の日までのものです。)					
法 律 に よ る 金 額									
摘 要									

第36号様式（第20条関係）

第 年 月 日

納税者（特別徴収義務者）

住（居）所

（所在地）

氏 名

様

（名 称）

富山県総合県税事務所長 印
（富山県知事）

滞納処分の執行停止取消通知書

次の滞納金額については、 年 月 日に滞納処分の執行を停止し、その旨通知しましたが、地方税法第15条の8第1項の規定により滞納処分の停止の取消しをしたから通知します。なお、次の滞納金額は、 年 月 日までに納付（納入）してください。同日までに納付（納入）されないときは、直ちに滞納処分を執行しますから、念のため申し添えます。

滞 納 金 額								
税 目	課税番号	納期限	税 額	延滞金額	過少申告	不申告	重加算金額	摘要
年度	期別	督促発付日		円 法律による金額	円 加算金額	円 加算金額	円	
計（円）								
滞納処分費		法律による金額 円（滞納処分費は、この通知書作成の日までのものです。）						
取消し の事由								
摘 要								
1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。								
2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。								
(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。								
(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。								
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								

第37号様式 削除

第42号様式の 2 の 3 を次のように改める。

第43号様式(1)を次のように改める。

第43号様式(1) (第29条関係)

納税証明書

住 所

氏名または名称

様

使用目的

--

証明事項

税目					
事業年度・課税年度 または年・月	区分	納付（納入） すべき額 円	納付（納入） した額 円	未納の額 円	法定 納期限等
課税客体等	表示用登録番号 (車体番号：)				

上記のとおり相違ないことを証明します。

富山県総合県税事務所長 印

(富山県知事)

第 号

作成年月日

第43号様式(3)を次のように改める。

第43号様式(3) 削除

第43号様式(5)を次のように改める。

第43号様式(5) (第29条関係)

納税証明書交付申請書

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

(富山県知事)

申請者

(納税者) 住所 (所在地)

氏名 (名称)

日中連絡のつく電話番号 () —

※納税者の代理人が申請される場合は、下記にも記入願います。

代理人 住所

氏名

日中連絡のつく電話番号 () —

次の目的に使用するため納税証明書の交付を申請します。

使用目的	該当の番号を○で囲み、「6 その他」の場合は、具体的に記入してください。 1 建設業許可申請(変更届)用 4 資金借入用(全税目に滞納がないこと。) 2 入札参加資格審査用 5 資金借入用(指定税目の金額) 3 融資制度利用申請用 6 その他〔 〕		
証明事項	該当の番号を○で囲んでください。 1 納付すべき額、納付した額及び未納の額 (該当税目に○印を付け、年度区分を記入してください。)		
	法人県民税	事業年度	年 月 日～ 年 月 日
	法人事業税	事業年度	年 月 日～ 年 月 日
	特別法人事業税	事業年度	年 月 日～ 年 月 日
	個人事業税	年所得分	年所得分 年所得分
	税		
	2 全税目に滞納がないこと。		
	3 地方税法第16条の4第2項の規定により通知した金額		
	4 滞納処分を受けたことがないこと。 (該当する欄に○印を付けて記入してください。)		
	全税目に対し、過去 年		
税に対し、過去 年			
5 地方税法施行規則第1条の9に定める事項 〔 〕			
発行枚数	枚		

第43号様式の 2 中「第32条第 4 項」を「第32条第 6 項」に改める。

第47号様式の 4 備考 3 (3)中「（法附則第62条第 1 項の規定の適用がある場合には、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいいます。）及びそのまん延防止のための措置の影響により法第73条の27の 2 第 1 項に規定する耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から 6 月以内に自己の居住の用に供することができなかつたことにつき地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定めることにつき証明がされること並びに当該住宅の当該耐震改修の日から 6 月以内に令第37条の18第 3 項第 2 号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類）」を削る。

第49号様式(1)を第49号様式とし、第49号様式(2)から第49号様式(4)までを削る。

第49号様式の 2 (3)を第49号様式の 5 (3)とし、第49号様式の 2 (2)を第49号様式の 5 (2)とし、第49号様式の 2 (1)を第49号様式の 5 (1)とし、第49号様式の次に次の 3 様式を加える。

第49号様式の2（第35条関係）

第 号

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

法人県民税均等割額の減免承認通知書

さきに申請のあつた法人県民税均等割の減免については、富山県税条例第51条第 項の規定に基づき承認します。

申請者	所在地			事業年度
	法人名			から まで
		減免前の 均等割額	減免する 均等割額	減免後の 均等割額
法人県民税 均等割額		円	円	円
摘要				

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

課税番号

法人番号

第49号様式の 3 （第35条関係）

第 号

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

個人事業税減額通知書

次のとおり個人事業税の税額を減額しましたから通知します。

課税年度	所得年		課税番号				
区分	税率	課税標準額	年税額	減免額	納期の区分		
					第一期	第二期	随時
確定税額 (1)	%	円	円	円	円	円	円
既確定額 (2)	%	円	円	円	円	円	円
差引税額 (1)－(2)	%	円	円	円	円	円	円
賦課変更理由							

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第49号様式の4（第35条、第77条関係）

第 号
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

自動車税 減免 決定通知書
 課税免除の承認

次のとおり自動車税 を決定しましたから通知します。

登録番号	年度	既確定額（円）	確定額（円）	増減額（円）

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第51号様式中「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の4中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の5(1)から第51号様式の6までの規定中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の7中「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の8中「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の10及び第51号様式の11中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の13(1)から第51号様式の14(2)まで、第51号様式の17及び第51号様式の19(1)中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の19(2)中「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の20から第51号様式の22(3)までの規定中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の22(4)及び第51号様式の22(5)中「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の34(1)及び第51号様式の34(2)中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の43(2)中「納税者番号」を「課税番号」に、

本税	延滞金額	加算金額	重加算金額	滞納処分費	計	法定納期限等
	地方税法の規定による金額 円	円	円	地方税法の規定による金額 円	円	
	同			同		
	同			同		

を

本税	延滞金額	加算金額	重加算金額	滞納処分費	計	法定納期限等	摘要
	地方税法の規定による金額 円	円	円	地方税法の規定による金額 円	円		
	同			同			
	同			同			

に改める。

第51号様式の44を次のように改める。

第51号様式の44（第36条関係）

第 号

年 月 日

富山県総合県税事務所長 印

（富山県知事）

配当計算書

次のとおり換価代金等を配当します。国税徴収法第 131条の規定によりこの計算書を作成します。

滞納者	住（居）所 又 所 在 地			氏名又は 名称		
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在				金 額（円）	
支 払	債権者の住所(居所)及び氏名又は名称	確認した債権額（円）	配当順位	配当金額（円）	備 考	
残余金（円）	（ へ交付）	換価代金等の交付	期 日	年 月 日	午前 午後	時 分
			場 所			
1 この処分について不服があるときは、換価代金交付期日までに、富山県知事に対して審査請求をすることができます。 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。						
摘 要						

第51号様式の45中「交付要求等に係る金銭の充当済通知書」を「充当通知書」に、

「納税者番号」を「課税番号」に、

加算金額	重加算金額	滞納処分費	計
円	円	円	円

を

加算金額	重加算金額	滞納処分費	計	摘要
円	円	円	円	

に改める。

第51号様式の46中「納税者番号」を「課税番号」に、

を

に改める。

第58号様式を次のように改める。

第58号様式（第40条関係）

富山県総合県税事務所長 殿

年度分県民税賦課状況報告書（当初）

富山県税条例第42条第1項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

1 納税義務者数

区 分	均 等 割 の み ①	所 得 割 の み ②	退職所得の所得割のみ	均等割及び所得割 ③	合 計 ①+②+③ ④	超 過 課 税 対 象	森 林 環 境 税 対 象
納 税 義 務 者 数	普 通 徴 収						
	特 別 徴 収						
	計						

2 住民税総額

区分	県民税		市町村民税		合計		森林環境税	
	普 通 徴 収	特 別 徴 収	普 通 徴 収	特 別 徴 収	普 通 徴 収	特 別 徴 収	普 通 徴 収	特 別 徴 収
均 等 割								
う ち 超 過 課 税 分								
所 得 割								
小 計								
退 職 所 得 の 所 得 割								
計								
本年度課税における翌年度収入額								
前年度課税における本年度収入額								
課 税 額 合 計								
加算金								
過 少 申 告 加 算 金								
不 申 告 加 算 金								
重 加 算 金								

3 控除額

所 得 割 控 除 額	人 員	控 除 税 額
外 国 税 額		
配 当		

R5以前県民税按分率	
R6以降県民税按分率	
森林環境税按分率	

4 減免額

減 免 額	人 員	均 等 割 額	所 得 割 額
全 部			
一 部			

第59号様式を次のように改める。

第59号様式（第40条関係）

富山県総合県税事務所長 殿

年度分県民税賦課状況報告書（確定）

富山県税条例第42条第2項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

1 納税義務者数

区 分	均 等 割 の み	所 得 割 の み	退職所得の所得割のみ	均等割及び所得割	合 計	超 過 課 税 対 象	森 林 環 境 税 対 象
	①	②		③	①+②+③ ④		
納 税 義 務 者 数	普 通 徴 収						
	特 別 徴 収						
	計						

2 住民税総額

区分	県民税		市町村民税		合計		森林環境税	
	普 通 徴 収	特 別 徴 収	普 通 徴 収	特 別 徴 収	普 通 徴 収	特 別 徴 収	普 通 徴 収	特 別 徴 収
均 等 割								
う ち 超 過 課 税 分								
所 得 割								
小 計								
退 職 所 得 の 所 得 割								
計								
本年度課税における翌年度収入額								
前年度課税における本年度収入額								
課 税 額 合 計								

加算金

過 少 申 告 加 算 金						
不 申 告 加 算 金						
重 加 算 金						

3 控除額

所 得 割 控 除 額	人 員	控 除 税 額
外 国 税 額		
配 当		

R5以前県民税按分率	
R6以降県民税按分率	
森林環境税按分率	

4 減免額

減 免 額	人 員	均 等 割 額	所 得 割 額
全 部			
一 部			

第62号様式(1)及び第62号様式(2)を次のように改める。

第62号様式(1) (第40条関係)

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正
決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

課税番号	事業年度又は連納事業年度		年 月 日 から 年 月 日まで		
法人番号	更正(決定)の理由				
指定納期限	年 月 日				
法 人 事 業 税			法 人 県 民 税		
摘 要			課 税 標 準	税率 (/100)	税 額
所得割	所得金額又は 個別所得金額の総額	①	円		
	年400万円 以下の金額	②			円
	年400万円を超え 年800万円以下の金額	③			
	年800万円を超える金額又は 軽減税率適用法人の金額	④			
	合計 ②+③+④	⑤			
付加価値割	付加価値割総額	⑥			
	本 県 分	⑦			
資本割	資本金等の額総額	⑧			
	本 県 分	⑨			
収入割	収入金額総額	⑩			
	本 県 分	⑪			
合計事業税額 ⑤+⑦+⑨+⑪					
改正法附則の控除額 ⑫			事業税の特定寄附 金税額控除 ⑬		
仮装経理に基づく 事業税額の控除額 ⑭					
既に納付の確定 した事業税額 ⑮			租税条約の実施に係る 事業税額の控除額 ⑯		
差 引 事 業 税 額 ⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰			⑯のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正による税額 ⑱		
⑱のうち租税条約の実施に係る 過大申告の更正による税額 ⑲			納付すべき事業税額 ⑫+⑬+⑱		
特別法人事業税					
摘 要			課 税 標 準	税率 (/100)	税 額
所得割に係る 特別法人事業税額 ㉑					
収入割に係る 特別法人事業税額 ㉒					
合計特別法人事業税額 ㉑ + ㉒					
仮装経理に基づく特別 法人事業税額の控除額 ㉓			既に納付の確定した 特別法人事業税額 ㉔		
租税条約の実施に係る特 別法人事業税額の控除額 ㉕			差引特別法人事業税額 ㉑ - ㉓ - ㉔ - ㉕		
㉕のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正による税額 ㉖			㉕のうち租税条約の実施に係 る過大申告の更正による税額 ㉗		
納付すべき特別法人事業税額 ㉑ + ㉓ + ㉕					
加 算 金	区分	算定基礎となる税額	率(/100)	加算金額	既に納付の確定した税額
	過少申告加算金 (加重対象分) ㉘				
	不申告加算金 (加重対象分) ㉙				
	重加算金㉚				
	今 回 納 付 す べ き 総 額 ㉑ + ㉒ + ㉓ + ㉔ + ㉕ - ㉖				
分 割 基 準			分 割 基 準		
県民税			総数		
本県分					
事業税1			総数		
本県分					
事業税2			総数		
本県分					
事業税3			総数		
本県分					
売上高			総数		
軌道、鉄道					

- 1 不足税額については、申告納付すべきであつた納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（この通知書の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額

の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算する。)に相当する延滞金額を加算して納付してください。

2 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
-

第62号様式(2) (第40条関係)

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

課税番号	事業年度又は連結事業年度		年 月 日 から 年 月 日まで	
法人番号	更正(決定)の理由			
指定納期限	年 月 日			
法人県民税				
課税標準		税率(/100)	税 額	
所得金額又は 個別所得金額の総額 ①			円	
年400万円 以下の金額 ②			円	
年400万円を超え 年800万円以下の金額 ③			円	
年800万円を超え 年1,200万円以下の金額 ④			円	
合 計 ⑤			円	
付加価値額総額 ⑥			円	
本 県 分 ⑦			円	
資本金等の額総額 ⑧			円	
本 県 分 ⑨			円	
収入金額総額 ⑩			円	
本 県 分 ⑪			円	
所得割 ⑫			円	
本 県 分 ⑬			円	
付加価値割 ⑭			円	
本 県 分 ⑮			円	
資本金等の割 ⑯			円	
本 県 分 ⑰			円	
収入割 ⑱			円	
本 県 分 ⑲			円	
合計事業税額 ⑤+⑦+⑨+⑪+⑬+⑮+⑰+⑲ ⑳			円	
事業税の特定寄附 金税額控除額 ㉑		仮装経理に基づく 事業税額の控除額 ㉒	円	
既に納付の確定 した事業税額 ㉓		租税条約の実施に係る 事業税額の控除額 ㉔	円	
差 引 事 業 税 額 ㉑-㉓-㉔-㉕-㉖ ㉗		㉒のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正による税額 ㉘	円	
㉒のうち租税条約の実施に係る 過大申告の更正による税額 ㉙		納付すべき事業税額 ㉗+㉘+㉙ ㉚	円	
特別法人事業税				
法第72条の2第1項第1号に掲げる 事業の所得割に係る特別法人事業税額 ㉛			円	
法第72条の2第1項第2号に掲げる 事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉜			円	
法第72条の2第1項第3号に掲げる 事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉝			円	
合計特別法人事業税額 ㉛+㉜+㉝ ㉞			円	
仮装経理に基づく特別 法人事業税額の控除額 ㉟		既に納付の確定した 特別法人事業税額 ㊱	円	
租税条約の実施に係る特 別法人事業税額の控除額 ㊲		差引特別法人事業税額 ㉞-㉟-㊱-㊲ ㊳	円	
㊳のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正による税額 ㊴		㊳のうち租税条約の実施に係る 過大申告の更正による税額 ㊵	円	
納付すべき特別法人事業税額 ㉞+㊴+㊵ ㊶			円	
今 回 納 付 す べ き 総 額 ㉚+㊶+㉛+㉜+㉝+㉞ ㊷			円	
法人県民税				
課税標準		税率(/100)	税 額	
所得金額又は 個別所得金額の総額 ①			円	
年400万円 以下の金額 ②			円	
年400万円を超え 年800万円以下の金額 ③			円	
年800万円を超え 年1,200万円以下の金額 ④			円	
合 計 ⑤			円	
付加価値額総額 ⑥			円	
本 県 分 ⑦			円	
資本金等の額総額 ⑧			円	
本 県 分 ⑨			円	
収入金額総額 ⑩			円	
本 県 分 ⑪			円	
所得割 ⑫			円	
本 県 分 ⑬			円	
付加価値割 ⑭			円	
本 県 分 ⑮			円	
資本金等の割 ⑯			円	
本 県 分 ⑰			円	
収入割 ⑱			円	
本 県 分 ⑲			円	
合計事業税額 ⑤+⑦+⑨+⑪+⑬+⑮+⑰+⑲ ⑳			円	
事業税の特定寄附 金税額控除額 ㉑		仮装経理に基づく 事業税額の控除額 ㉒	円	
既に納付の確定 した事業税額 ㉓		租税条約の実施に係る 事業税額の控除額 ㉔	円	
差 引 事 業 税 額 ㉑-㉓-㉔-㉕-㉖ ㉗		㉒のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正による税額 ㉘	円	
㉒のうち租税条約の実施に係る 過大申告の更正による税額 ㉙		納付すべき事業税額 ㉗+㉘+㉙ ㉚	円	
特別法人事業税				
法第72条の2第1項第1号に掲げる 事業の所得割に係る特別法人事業税額 ㉛			円	
法第72条の2第1項第2号に掲げる 事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉜			円	
法第72条の2第1項第3号に掲げる 事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉝			円	
合計特別法人事業税額 ㉛+㉜+㉝ ㉞			円	
仮装経理に基づく特別 法人事業税額の控除額 ㉟		既に納付の確定した 特別法人事業税額 ㊱	円	
租税条約の実施に係る特 別法人事業税額の控除額 ㊲		差引特別法人事業税額 ㉞-㉟-㊱-㊲ ㊳	円	
㊳のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正による税額 ㊴		㊳のうち租税条約の実施に係る 過大申告の更正による税額 ㊵	円	
納付すべき特別法人事業税額 ㉞+㊴+㊵ ㊶			円	
今 回 納 付 す べ き 総 額 ㉚+㊶+㉛+㉜+㉝+㉞ ㊷			円	

- 1 不足税額については、申告納付すべきであつた納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（この通知書の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に 1,000円未満の端数があるとき、又はその税額

の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算する。)に相当する延滞金額を加算して納付してください。

2 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式(3)中「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正・決定・加算金決定通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正決定等通知書」に、「管理番号」を「課税番号」に改める。

第62号様式の 3 (1)を次のように改める。

第62号様式の3（第40条関係）

第 号

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

県民税利子割更正決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

特別徴収義務者番号		課税番号		支払年月		申告期限	
利子の種類							
更正（決定）の理由							
本 税	区 分	課税標準額（円）			税 額（円）		
	更 正（決 定）額 ①						
	既に納入（納付）の確定した額 ②						
	過 不 足 額 ①－② ③						
加 算 金	区 分	算定基礎となる税額(円)	率(/100)	加算金額（円）	既に納付の確定した額（円）	過不足額(円)	
	過少申告加算金 (加重対象分)						
	不申告加算金 (加重対象分)						
	重 加 算 金						
申告書提出年月日		加 算 金 計 ④					
指 定 納 期 限		納入（納付）すべき額 ③＋④					

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の3(2)を削る。

第62号様式の4(1)を次のように改める。

第62号様式の4（第40条関係）

第 号

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

県民税配当割更正決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

法人番号		課税番号		支払年月		申告期限		
金融商品の種類								
更正（決定）の理由								
本 税	区 分			課税標準額（円）		税 額（円）		
	更 正（決 定）額 ①							
	既に納入（納付）の確定した額 ②							
	過 不 足 額 ①－② ③							
加 算 金	区 分	算定基礎となる税額（円）	率（/100）	加算金額（円）	既に納付の確定した額（円）		過不足額（円）	
	過少申告加算金 （加重対象分）							
	不申告加算金 （加重対象分）							
	重 加 算 金							
申告書提出年月日					加 算 金 計 ④			
指 定 納 期 限					納入（納付）すべき額 ③＋④			

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の4(2)を削る。

第62号様式の5(1)を次のように改める。

第62号様式の5（第40条関係）

第

号

年

月

日

様

富山県総合県税事務所長

印

県民税株式等譲渡取得割更正決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

法人番号		課税番号		支払年月		申告期限	
更正（決定）の理由							
本 税	区 分			課税標準額（円）		税 額（円）	
	更 正（ 決 定 ） 額 ①						
	既に納入（納付）の確定した額 ②						
	過 不 足 額 ①－② ③						
加 算 金	区 分	算定基礎となる税額(円)	率(/100)	加算金額（円）	既に納付の確定した額（円）		過不足額(円)
	過少申告加算金 （加重対象分）						
	不申告加算金 （加重対象分）						
	重 加 算 金						
申告書提出年月日				加 算 金 計 ④			
指 定 納 期 限				納入（納付）すべき額 ③＋④			

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の5(2)を削る。

第63号様式を次のように改める。

第63号様式（第40条関係）

第 号

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

法人事業税・特別法人事業税に係る確定申告書の提出期限の延長の承認等の通知書

このことについて、次のとおり承認（却下、取消し、変更）したから通知します。

1 法人の名称等

主たる事務所・事業所の所在地	
法人名	

2 承認等の内容

処分の別	事業年度および期間等	
延長処分	自 から 承認 至 月間延長 却下	
延長の変更処分	自 について延長 承認 至 申告期限 却下	
延長の取消し処分・廃止	自 から 月間に変更 至 延長承認の取消し・廃止	

3 却下等の理由

--

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを

提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
-

第67号様式(1)から第67号様式(4)までを次のように改める。

第67号様式(1) (第40条関係)

(表1)

領収済通知書 ㊦ ㊧									
加入者名	富山県総合県税事務所		口座記号番号		金額	円			
収納機関番号		納付番号				確認番号		納付区分	
納期限			年度					OCR-ID	
延滞金額	円		課税事務所		領収日付印				
			取りまとめ金融機関						
合計金額	円		取りまとめ店						
納税者氏名	様								
C V S 収 納 用									

㊦ 納付書 (原符)			
加入者名	富山県総合県税事務所		
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額	円		
延滞金	円		
合計金額	円		
納税者氏名	様		
納付内容			
課税事務所			
領収日付印			

㊦ 個人事業税納税通知書兼領収証書 ㊦			
課税番号	所得年	業種	課税年度
税率	課税標準額		
%	円		
%	円		
%	円		
		減免額等	差引税額
円		円	円
課税の根拠			
地方税法第72条の2及び富山県税条例第52条			
納付内訳			
区分			
税額	円	円	
納期限	年 月 日	年 月 日	
上記のとおり賦課しましたから納めてください。			
金額	円	左記金額を領収しました。	
延滞金	円	領収日付印	
合計金額	円		
年 月 日			
富山県総合県税事務所長 印			

(表2)

領収済通知書

加入者名

富山県総合県税事務所

口座記号番号

金額

円

収納機関番号

納付番号

確認番号

納付区分

納期限

年度

OCR-ID

延滞金額

円

課税事務所

取りまとめ金融機関

合計金額

円

取りまとめ店

納税者氏名

様

C
V
S
収
納
用

領収日付印

納付書 (原符)

加入者名

富山県総合県税事務所

口座記号番号

納付番号

確認番号

納付区分

税目

納期限

金額

円

延滞金

円

合計金額

円

納税者氏名

様

納付内容

課税事務所

領収日付印

個人事業税第2期分納付書兼領収証書

課税番号

所得年

課税年度

区分

金額

円

延滞金

円

合計金額

円

左記金額を領収しました。

領収日付印

(裏)

【延滞金について】 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。 この場合、税額に 1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。	【処分に不服がある場合の救済の方法】 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		
--	--	--	--

(表 1)

個人事業税納税通知書

様

下記のとおり賦課しましたから納めてください。

課税番号		所得年	
業種		課税年度	
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額	
%	円	円	
%	円	円	
%	円	円	
	課税済額	減免額等	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠	地方税法第 72 条の 2 及び富山県税条例第 52 条		

納付内訳		
区分		
税額	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日

年 月 日
富山県総合県税事務所長 印

(表 2)

領収済通知書 ㊤ ㊤										
加入者名	富山県総合県税事務所		口座記号番号			金額	円			
収納機関番号			納付番号			確認番号			納付区分	
納期限			年度					OCR-ID		
延滞金額	円		課税事務所			領収日付印				
			取りまとめ金融機関							
合計金額	円		取りまとめ店							
納税者氏名		様								
C V S 収 納 用										

納付書 (原符) ㊤			
加入者名		富山県総合県税事務所	
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額		円	
延滞金		円	
合計金額		円	
納税者氏名		様	
納付内容			
課税事務所			
領収日付印			

領収証書 ㊤			
納付番号		確認番号	
課税番号		納付区分	
税目	個人事業税	年度	
期別			
申告処理区分		事務所	富山県総合県税事務所
納期限	年 月 日		
納付 (納入) する額	税額	円	
	延滞金	円	
		円	
		円	
	合計	円	
金額		円	左記金額を領収しました。 領収日付印
延滞金		円	
合計金額		円	

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に 1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分に不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第67号様式(3) (第40条関係)

(表)

個人事業税納税通知書

様

課税番号	所得年	業種	課税年度
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額	
%	円	円	
%	円	円	
%	円	円	
	課税済額	減免額等	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠			
地方税法第72条の2及び富山県税条例第52条			

納付内訳	区分		
	税額	円	円
	納期限	年 月 日	年 月 日
上記のとおり賦課しました。			
なお、この税額は、各納期限に下記ご指定の金融機関から口座振替により引き落としのうえ納付されます。			
金融機関名			
預金種別			
口座番号			
口座番号は、一部非表示になっています。			
年 月 日			
富山県総合県税事務所長 印			

(裏)

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分に不服がある場合の救済の方法】

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第67号様式(4)（第40条関係）

(表)

個人事業税納税通知書

様

次のとおり賦課しました。なお、この税額は、納期限に下記ご指定の金融機関から口座振替により引き落としのうえ納付されます。

課税番号		所得年	
業種		課税年度	
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額	
%	円	円	
%	円	円	
%	円	円	
	課税済額	減免額等	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠	地方税法第 72 条の 2 及び富山県税条例第 52 条		

納付内訳		
区分		
税額	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日

<振替口座>

金融機関名			
預金種別		口座番号	

口座番号は、一部非表示になっています。

年 月 日

富山県総合県税事務所長 印

(裏)

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に 1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分不服がある場合の救済の方法】

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第74号様式(1)を次のように改める。

第74号様式（第44条関係）

（表1）

領収済通知書									
加 入 者 名	富山県総合県税事務所		口座記号番号		金額	円			
収納機関番号		納付番号				確認番号		納付区分	
納期限			年度					OCR-ID	
延滞金額				課税事務所					
合計金額				取りまとめ金融機関					
納税者氏名		様							
C V S 収 納 用									

納付書（原符）			
加入者名	富山県総合県税事務所		
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額	円		
延滞金	円		
合計金額	円		
納税者氏名	様		
納付内容			
課税事務所			

不動産取得税納税通知書兼領収証書				
加入者名		富山県総合県税事務所		
口座記号番号				
課税年度	整理番号	課税番号	区分	共有者数
				ほか名
不動産区分	取得原因	取得年月日		(㎡)
物件所在地	付表の課税物件の明細のとおり			
		取得持分	付表の課税物件の明細のとおり	
課税の根拠				
価 格 等	円	円		
控 除 額	円	円		
課 税 標 準 額	円	円		
税 率	%	%		
税 額	円	円		
減 額	円	円		
確 定 税 額	円	円		
納 期 限				
地方税法第73条の2及び富山県税条例第73条の規定により、 上記のとおり賦課しましたから納めてください。				
金 額	円	左記金額を領収しました。		
延 滞 金	円	領収日付印		
合計金額	円			

(表2)

(付表)

◇課税物件の明細

N o .	物件所在地	地目／用途	地積／床面積（㎡）	価格（円）	取得原因	取得年月日	取得持分

◇共有者の明細

氏名又は名称	住所又は所在地	持分

【延滞金の加算について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分に不服がある場合の救済の方法】

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第74号様式(2)を削る。

第76号様式(2)を次のように改める。

82 令和7年9月12日

報 興 三 田

外	号
---	---

[illegible]

第79号様式の2を次のように改める。

第79号様式の2（第44条関係）

年 月 日

様

整理番号

富山県総合県税事務所長 印

徴収猶予通知書

次のとおり徴収猶予を決定しましたから通知します。

課税年度	納期限	不動産区分	取得者数
所在地	他 件		
当初税額	徴収猶予の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
内訳			
税目	課税番号		備考
年度	期別	納期限	
	年 月 日	円	

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第79号様式の3を次のように改める。

第79号様式の3（第44条関係）

年 月 日

様

整理番号

富山県総合県税事務所長 印

徴収猶予取消通知書

次のとおり徴収猶予を取り消しましたから通知します。

課税年度		納期限		不動産区分		取得者数	
所在地		他 件					
当初税額				徴収猶予の期間			
				年 月 日 から 年 月 日 まで			
内訳							
税目		課税番号		備考			
年度	期別	納期限					
				円			
		年 月 日					

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第80号様式(1)中「第73条の27第1項」を「第 条 第 項において準用する第 条 第 項」に、

土地	所在地	地番	地目	地籍
				平方メートル
特例適用住宅 建築工事	着工年月日		完成年月日	
上記土地に係る耐震基準適合既存住宅等の旧所有者	住所（所在地）		上記土地に係る耐震基準適合既存住宅等の取得年月日	
	氏名（名称）			
上記土地に係る耐震基準不適合既存住宅の耐震改修工事	着工年月日		完成年月日	
受取口座	☐ 公金受取口座を利用する（利用する場合は、口座情報の記入は不要です。）。 ※ 次のいずれかの書類を添付してください。 ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し ☐ 個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等） ☐ 振込口座を指定する。			

を

受取口座	☐ 振込口座を指定する。 ☐ 公金受取口座を利用する（口座情報の記入は不要です。）。 ※ 次のいずれかの書類を添付してください。 ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し ☐ 個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等）
------	---

に

改め、同様式を第80号様式とし、第80号様式(2)から第80号様式(10)までを削る。

第82号様式を次のように改める。

第82号様式（第45条、第45条の2関係）

年 月 日

様

整理番号

富山県総合県税事務所長 印

不動産取得税減額通知書

次のとおり不動産取得税の減額を決定しましたから通知します。

課税年度	課税番号	不動産区分	物件持分	共有者数	
物件所在地					
適用控除減額事由					
区分	課税標準額	税率	税額	減額	確定税額
確定額 (1)	円	%	円	円	円
既確定額 (2)	円	%	円	円	円
増減額 (1)―(2)	円	%	円	円	円

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第84号様式の5を次のように改める。

第84号様式の5（第45条の5関係）

第 号
年 月 日

様

富山県知事 印

県たばこ税更正・決定・加算金決定通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

課税番号				事業者番号			
課税対象年月		年 月		申告書提出期限		年 月 日	
更正(決定)の理由							
本 税	区分		課税標準 (本)		税額 (円)		
	更正(決定)額①	製造たばこ					
		旧3級品					
	既に納付・還付の確定した額 ②						
	過不足額①－② ③						
加 算 金	区分	算定基礎となる税額(円)	率 (/100)	加算金額 (円)	既に納付の 確定した額 (円)	過不足額 (円)	
	過少申告加算金 (加重対象分)						
	不申告加算金 (加重対象分)						
	重 加 算 金						
申告書提出年月日		年 月 日		加 算 金 計 ④			
指 定 納 期 限		年 月 日		納 付 す べ き 額 ③+④		円	

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第96号様式を次のように改める。

第96号様式（第46条関係）

第 号
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

ゴルフ場利用税更正・決定・加算金決定通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

課税番号			課税対象年月	年 月 分	登録番号		
更正(決定)の理由							
本 税	区分		更正(決定)による額等		既に納入(納付)の確定した額等		過不足額等
	利用人員(人)						
	税 額(円)						①
			税 額 内 訳				
	今回分	等 級					
		利用人員 (人)					
		税 額 (円)					
	既 確 定 分	等 級					
		利用人員 (人)					
		税 額 (円)					
加 算 金	区分		算定基礎となる税額	率 (/100)	加算金額	既に納付の確定した額	過不足額
	過少申告加算金 (円) (加重対象分)						② ③
	不申告加算金 (円) (加重対象分)						④ ⑤
	重 加 算 金 (円)						⑥
	申告書提出期限 年 月 日		申告書提出年月日 年 月 日		指定納期限 年 月 日	納入(納付)すべき額 ①+②+③+④+⑤+⑥	円

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第96号様式付表及び第96号様式の 2 を削る。

第99号様式中「証紙で」を削り、同様式の備考の 2 を削り、同様式の備考の 3 を同様式の備考の 2 とする。

第 105号様式を次のように改める。

第 105号様式（第52条関係）

（表）

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

自動車税環境性能割更正・決定・加算金決定通知書

次のとおり自動車税環境性能割の課税標準額及び税額（加算金）を更正（決定）しましたから通知します。

なお、この通知により納付すべき税額等は、年 月 日までに納付してください。

登録番号		申告等年月日			
区 分	確 定 額	既 確 定 額	差 引 増 減 額		
課 税 標 準 額	千円	千円	千円		
税 率					
税 額	円	円	円		
	計算の基礎となる税額	率	年 税 額	既 確 定 額	差 引 増 減 額
過少申告加算金 （通常対象分） （加重対象分）	円		円	円	円
不申告加算金 （通常対象分） （加重対象分）					
重 加 算 金					
通 知 納 期 限				加算金計	
摘 要				納付すべき額	

備考 1 裏面をご覧ください。

2 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏)

- 1 不足税額については、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（この通知書の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3パーセント）の割合（平成12年 1 月 1 日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第89号）第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年 1 月 1 日から令和 2 年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。令和 3 年 1 月 1 日以降の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に 1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算する。）に相当する延滞金額を加算して納付してください。

第 106号様式から第 108号様式までを次のように改める。

第 106号様式から第 108号様式まで 削除

第 110号様式及び第 111号様式を次のように改める。

第 110号様式及び第 111号様式 削除

第 111号様式付表を削る。

第 112号様式を次のように改める。

第 112号様式（第62条、第63条関係）

整理番号

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

自動車税環境性能割課税免除通知書

次のとおり自動車税環境性能割の免除（承認、不承認）を決定しましたから通知します。

登録番号	年度	既確定額（円）	確定額（円）	増減額（円）

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 115号様式を次のように改める。

第 115号様式（第67条関係）

第 号
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

特別徴収義務者登録通知書

地方税法第 144条の15第 2 項及び富山県税条例第 136条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特別徴収義務者として登録したので通知します。

特別徴収義務者	住（居）所 （所在地）	
	氏 名 （法人名）	
登録年月日		

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 123号様式から第 123号様式付表 2 までを次のように改める。

第 123号様式（第67条関係）

第 号
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

軽油引取税更正・決定・（加算金決定）等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

課税番号		課税対象年月（日）		事業者コード	
更正（決定）の理由					
本 税	区分	更正（決定）による額等		既に納入（納付）の確定した額等	
	課税標準量（L）				
	税 額（円）				
加 算 金	区分	算定基礎となる税額	率（/100）	加算金額	既に納付の確定した額
	過少申告加算金（円） （加重対象分）				
	不申告加算金（円） （加重対象分）				
	重加算金（円）				
申告書提出期限		申告書提出年月日	指定納期限		納入（納付）すべき額

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 123号様式付表 1 （第67条関係）
軽油引取税の調定内訳書（納入分）（ ）

年度	事務所	処理日	調定年月日

課税番号 行為年月 申請処理区分 申請（通知）年月日 指定納期限	事業者コード 登録番号 特別徴収義務者 （納税者） 氏名（名称）	納入数量 ^(ア)	除外数量 ^(イ)	輸出数量 ^(ウ) 課税済数量 ^(エ)	免税証控除数量 ^(オ) 合衆国軍隊数量 ^(カ)	計 ^(キ)	差引計 ^(ク) 欠減量 ^(ケ) 課税標準量 ^(コ)	既調定税額 調定税額 歳出減額	加算金	確認
		ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	円	円	

第 123号様式付表 2 (第67条関係)

軽油引取税の調定内訳書（納付・普通徴収分）（ ）

年度	事務所	処理日	調定年月日

[illegible]

第 124号様式を次のように改める。

第 124号様式 削除

第 130号様式を次のように改める。

第 130号様式（第71条関係）

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

特別徴収義務者登録消除通知書

次のとおり特別徴収義務者の登録を削除したので、富山県税条例第 136条の 2 第 7 項の規定により通知します。

特別徴収義務者	住（居）所 （所在地）	
	氏 名 （法人名）	
登録消除年月日		
（理由）		

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 134号様式(1)から第 134号様式(3)までを次のように改める。

(表 1)

自動車税種別割納税通知書

様

下記のとおり課税しましたので通知します。裏面の注意事項等をご確認の上、納期限までに納付してください。

税目	自動車税種別割	登録番号					
年度		期別		区分		課税番号	
グリーン化税制							
		円				円	
		円				円	
課税の根拠		地方税法第 146 条及び富山県税条例第 137 条の 2 第 1 項					
納付する税額		円	納期限		年 月 日		

年 月 日

富山県総合県税事務所長 印

(表2)

領収済通知書 ㊦ ㊧									
加入者名	富山県総合県税事務所			口座記号番号		金額	円		
収納機関番号		納付番号				確認番号		納付区分	
納期限			年度					OCR-ID	
延滞金額	円			課税事務所			領収日付印		
合計金額	円			取りまとめ金融機関					
				取りまとめ店					
納税者氏名		様							
C V S 収 納 用									

㊦	
納付書（原符）	
加入者名	富山県総合県税事務所
口座記号番号	
納付番号	
確認番号	納付区分
税目	
納期限	
金額	円
延滞金	円
合計金額	円
納税者氏名	様
納付内容	
課税事務所	
領収日付印	

領収証書 ㊦			
加入者名 富山県総合県税事務所			
口座記号番号			
納付番号		確認番号	
登録番号		納付区分	
税目	自動車税種別割	年度	
期別			
申告処理区分		事務所	総合県税事務所
納期限	年 月 日		
納付（納入）する額	税額	円	
	延滞金	円	
		円	
		円	
	合計	円	
左記金額を領収しました。			
金額		円	領収日付印
延滞金		円	
合計金額		円	

(裏)

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に 1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分に不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 134号様式(2) (第76条関係)

(表)

自動車税(種別割) 納税通知書

次のとおり課税しましたので通知します。
あなたが納付すべき税額について、ご指定の口座から納期限に振替納付されます。

様

登録番号	区分	年度	
グリーン化税制			
年税額	減免等の額	既納付額	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠			
地方税法第 146条及び富山県税条例第 137条の 2 第 1 項			

納期限(振替日)	年 月 日
----------	-------

上記の金額が振替納付される予定ですので、口座残高をご確認ください。

金融機関名	
預金種別	
口座番号	

口座番号は、一部非表示になっています。

年 月 日

富山県総合県税事務所長 印

(裏)

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 134号様式(3) (第76条関係)

(表)

領収済通知書									
加入者名	富山県総合県税事務所			口座記号番号			金額	円	
収納機関番号			納付番号			確認番号			納付区分
納期限			年度			OCR-ID			
延滞金額 , , 円 課税事務所 取りまとめ金融機関 合計金額 , , 円 とりまとめ店 領収日付印 納付者氏名 CVS収納用									

納付書 (原符)	
加入者名	富山県総合県税事務所
口座記号番号	
納付番号	
確認番号	納付区分
税目	
納期限	
金額	円
延滞金	円
合計金額	円
納税者氏名	様
納付内容	
課税事務所	
領収日付印	

自動車税種別割納税通知書兼領収証書			
口座番号			
加入者名			
グリーン化税制			
年税額			円
減免額			円
既納付額			円
差引税額			円
e L番号			
課税年度	年度		
登録番号			
地方税法第146条及び富山県税条例第137条の2第1項の規定により上記のとおり賦課しましたから納めてください。			
年 月 日			
富山県総合県税事務所長			
納付場所			
富山県指定金融機関北陸銀行又は富山県収納代理金融機関			
税額			
延滞金			
合計額			
納期限			
上記のとおり領収しました。			
領収日付印			

納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
自動車登録番号	
上記登録番号の自動車に係る自動車税(種別割)について、現納税義務者には、滞納がないことを証明します。 車台番号 県税収納機関の領収印のないもの、有効期限が「** *…*」となっているもの又は領収日付印があっても延滞金が未納となっているものは、無効です。	
有効期限	年 月 日
富山県総合県税事務所長	
領収日付印	
この証明書は、「車検証」といっしよに保管してください。	

(裏)

	【延滞金について】 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。 この場合、税額に 1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。	【処分に不服がある場合の救済の方法】 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
--	---	---	--

第 134号様式(3)の次に次の2様式を加える。

第 134号様式(4) (第76条関係)

(表)

年度 自動車税 (種別割) 納税通知書

あなたの自動車税 (種別割) は下記のとおりです。

つきましては、先に依頼のありました下記預金口座から 年 月 日に
振り替えさせていただきますので、口座残高の確認をお願いします。

記

- 1 税 額 円
- 2 課税対象車両 台 (別添内訳書のとおり)
- 3 区 分
- 4 年 度
- 5 課税の根拠
- 6 納 期 限
(振替日)
- 7 口座振替指定金融機関及び口座番号

金融機関名

預金種別

口座番号

(裏)

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に 1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 137号様式(1)を次のように改める。

第 137号様式(1) (第76条関係)

No.

自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

下記登録番号の自動車に係る自動車税（種別割）について、現納税義務者には、滞納がないことを証明します。

富山県総合県税事務所長 印

自動車登録番号
車台番号
有効期限
備考

注意事項

登録番号・有効期限を訂正したものは無効です。

第 137号様式(2)中

自動車の車体番号			
下3桁			

を

自動車の車体番号				
下4桁				

に改め、「備考 納税証明書自動発行機により証

明書の交付を請求する場合は、この申請書の提出は不要です。」を削る。

第 137号様式(4)中「年 月 日」を削る。

第 139号様式を次のように改める。

第 139号様式（第80条関係）

(表)

様

下記のとおり賦課しましたから通知します。

課税年度				期別	
鉱業権登録番号					
課税番号					
区分	課税標準	百アール 千メートル	税率(円)	月数	税額(円)
既確定額					
確定額					
差引					
課税の根拠	地方税法第 178 条及び富山県税条例第 150 条				
納付する税額			納期限		

年 月 日
富山県総合県税事務所長 印

下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付してください。

富山県

公 eL

加入者名		口座記号番号		金額	
収納機関番号		納付番号		確認番号	
納期限		年度		OCR-ID	

延滞 金額	円	課税事務所		領 収 日 付 印
合計 金額	円	取りまとめ金融機関		
納税者氏名				
C V S 収 納 用				

富山県

公

加入者名	
口座記号 番号	
納付番号	
確認番号	
税目	
納期限	
金額	

納税者氏名	
納付内容	
課税事務所	
領収日付印	

公

加入者名
富山県総合県税事務所
口座記号番号

納付番号		確認番号	
		納付区分	
税目		年度	
期別			
		事務所	
納付 (納入) する額	税額	円	

領 収 日 付 印

(裏)

【処分に不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

第 150号様式中「証紙徴収済額」を「徴収済額」に改める。

第 151号様式を次のように改める。

第 151号様式（第82条関係）

狩猟税納付書

年度	年度	登録番号	※ 記入不要	氏名				
登録 区分	種別	税率						摘要
		富山県全域	放鳥獣猟 区のみ	対象鳥獣捕獲員	認定鳥獣捕獲 等事業者の従 事者	軽減税率適 用狩猟者	軽減税率適 用従事者	
第 1 種	1 号	16,500円	4,100円	課税免除	課税免除	8,200円	8,200円	
	2 号	11,000円	2,700円	課税免除	課税免除	5,500円	5,500円	市町村長の 証明書を添付
網	3 号	8,200円	2,000円	課税免除	課税免除	4,100円	4,100円	
	4 号	5,500円	1,300円	課税免除	課税免除	2,700円	2,700円	市町村長の 証明書を添付
わな	3 号	8,200円	2,000円	課税免除	課税免除	4,100円	4,100円	
	4 号	5,500円	1,300円	課税免除	課税免除	2,700円	2,700円	市町村長の 証明書を添付
第 2 種	5 号	5,500円	1,300円	課税免除	課税免除	2,700円	2,700円	
合計金額						円		

備考 該当する「税率」を○で囲んでください。

○で囲んだ税率の合計を合計金額欄に記入してください。

課税免除の場合は 0 円と記入してください。

納付は、手数料収納窓口で裏面により行ってください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 16 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 15 条の改正規定、第 20 条の表の改正規定（同表の(2)の項中「、第 15 条の 6 の 2 第 3 項及び法附則第 59 条第 3 項」を「及び第 15 条の 6 の 2 第 3 項」に改める部分、同表の(3)の項中「及び法附則第 59 条第 3 項において準用する場合」を削る部分、同表の(4)の項中「（法附則第 59 条第 3 項において準用する場合を含む。）」を削る部分及び同表の(5)の項中「及び法附則第 59 条第 3 項」を削る部分に限る。） 、附則に 1 項を加える改正規定並びに第 8 号様式、第 9 号様式、第 37 号様式及び第 47 号様式の 4 の改正規定 公布の日
 - (2) 第 11 条第 1 項及び第 29 条第 2 項の改正規定、第 52 条の表の改正規定（同表の(1)の項中「第 138 条の 7 第 2 項」を「第 138 条の 7 第 3 項」に改める部分に限る。） 、第 53 条から第 55 条まで、第 56 条及び第 57 条から第 61 条までの改正規定、第 43 号様式(5)、第 43 号様式の 2、第 99 号様式、第 106 号様式から第 108 号様式まで、第 110 号様式及び第 111 号様式の改正規定、第 111 号様式付表を削る改正規定並びに第 150 号様式及び第 151 号様式の改正規定 令和 7 年 10 月 1 日
 - (3) 附則第 4 項の改正規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則（以下この項及び次項において「旧規則」という。）第 57 条第 2 項から第 5 項まで、第 58 条、第 60 条及び第 61 条の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日から令和 12 年 9 月 30 日までの間、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第 61 条の規定中「富山県収入証紙条例施行規則（昭和 39 年富山県規則第 13 号）」とあるのは「富山県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（令和 7 年富山県規則第 49 号）による廃止前の富山県収入証紙条例施行規則（昭和 39 年富山県規則第 13 号）」とする。
- 3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)